

2024年1月23日

受益者の皆様へ

マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

「マニユライフ・アジア経済圏・小型成長株ファンド」

信託終了（繰上償還）決定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は、弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社追加型投資信託「マニユライフ・アジア経済圏・小型成長株ファンド」（以下、「当ファンド」といいます。）につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」の第20条の規定及び投資信託約款第39条第3項に基づき、2023年12月22日現在の受益者の方を対象に、信託終了（繰上償還）に関する書面決議を2024年1月23日に実施いたしました。

書面決議の結果、2023年12月22日現在の受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって、当ファンドの繰上償還が可決されました。したがって、2024年3月4日をもちまして繰上償還することとなりましたので、ご案内申し上げます。

なお、当ファンドは、投資信託約款第45条の規定に基づき、買取請求の適用はありません。繰上償還日までに換金をご希望される受益者におかれましては、2024年2月29日までに販売会社に対し解約請求を行うことにより換金することができます。

今後は、償還に向けて、当ファンドの組入れ証券を売却して現金化することを予定しております。

これまで、当ファンドをご愛顧いただきまして、誠にありがとうございました。引き続き、弊社ならびに弊社ファンドに変わらぬご愛顧を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

<このお知らせに関するお問い合わせ先>

マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号：03-6267-1901

（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）